

つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例

平成11年4月1日
条例第12号

題名改正〔令和4年第2号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成13年2号・28年4号・令和4年2号〕

(派遣職員)

第2条 この条例において準用する派遣職員とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において同法第252条の17の規定によりつがる西北五広域連合に他の地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣される職員をいう。

一部改正〔令和4年2号〕

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

一部改正〔令和4年2号〕

(給料表)

第4条 給料表の種類は、別表第1のとおりとする。

2 給料表は、第15条から第15条の3までの規定により給与を受ける職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず派遣職員は、当該職員が派遣元の職員として在職した場合に適用される給料表を適用し、当該職務の級を前項に規定する級別職務基準表に分類する。

一部改正〔平成13年2号・28年4号・令和元年1号・4年2号〕

(初任給、昇格、昇給等)

第5条 新たに派遣職員となった者の給料月額は、その者が派遣元の職員として在職した場合に受けるべき給料月額とする。

2 派遣職員を昇給し、又は昇格し、若しくは降格させる場合、昇給期間を短縮する場合、復職させる場合等における給料月額の調整の基準については、当該職員が派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用する。

3 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年

前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、つがる西北五広域連合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第9号）第2条の規定により準用される五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年五所川原市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

追加〔令和4年2号〕

（給料の支給）

第6条 職員の給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、規則で定める日にその全額を支給する。

一部改正〔平成13年2号・17年10号・令和4年2号〕

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

一部改正〔平成13年2号・令和4年2号〕

（給与の減額）

第8条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第11条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

一部改正〔平成13年2号・17年10号・22年3号・令和4年2号〕

（時間外勤務手当）

第9条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の1.25から100分の1.50までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の2.5を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定によりあらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた派遣職員には、割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び勤務時間条例第5条の規定により割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第1項に規定する規則で定める割合を減じた割合（正規の勤務時間外にした勤務に係る当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175から同項に規定する規則で定める割合に100分の25を加算した割合を減じた割合、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務に係る当該時間の場合は100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあり、及び、「同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

一部改正〔平成13年2号・22年3号・令和4年2号〕

(休日勤務手当)

第10条 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎

日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

一部改正〔平成13年2号・令和4年2号〕

(夜間勤務手当)

第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当地として支給する。

全部改正〔令和4年2号〕

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 第9条から第11条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及び寒冷地手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

一部改正〔令和元年5号・4年2号〕

(管理職手当等の支給)

第13条 派遣職員の管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については、当該職員が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用する。

一部改正〔平成13年2号・4年2号〕

(特定の職員についての適用除外)

第14条 第9条から第11条までの規定は、管理職手当の支給を受ける職にある職員には適用しない。

2 扶養手当及び寒冷地手当の支給については、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

追加〔令和4年2号〕

(臨時的に任用された職員の給与)

第15条 臨時的に任用された職員(常時勤務を要する職に任用された職員に限る。)の給与の種類は、他の常勤の職員の例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、他の常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

一部改正〔平成13年2号・令和元年1号〕

(会計年度任用職員の給与)

第15条の2 会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。)のうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、報酬、期末手当及び期勉手当とする。

2 前項の報酬の額は、日額とする。ただし、任命権者が日額で定めることが適当でないとき認められた場合には、日額によらないことができる。

3 前項に規定するもののほか、第1項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

追加〔令和元年1号〕一部改正〔令和6年2号〕

第15条の3 会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び期勉手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

追加〔令和元年1号・4年2号〕一部改正〔令和6年2号〕

(休職者の給与)

第16条 派遣職員が休職にされたときは、その者が派遣元の職員として休職にされた場合に受けるべき給与を支給する。

一部改正〔平成13年2号・4年2号〕

(給与の口座振替)

第17条 職員、臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の給与は、その者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

一部改正〔平成13年2号〕

(給与からの控除)

第18条 派遣職員の給与から控除できるものは、その者が派遣元の職員として在職した場合に給与から控除できるとされているものとする。

(その他条例で定める事項)

第19条 前条までに定めるもののほか、法第25条第3項の規定により条例で定めるべきとされた事項については、五所川原市職員の給料に関する条例（平成17年五所川原市条例第44号）の規定の例による。

追加〔令和4年2号〕

(委任)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和4年2号〕

附 則

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 広域連合長は、特別の理由があると認められるときは、別表の給料表の級の最高号給を超える給料月額を支給することができる。

一部改正〔平成14年2号〕

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

追加〔令和4年2号〕

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例（平成22年つがる西北五広域連合条例第4号）第1条第2項の規定に基づき設置する病院、診療所において医療

業務に従事する医師及び歯科医師

(3) つがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第10号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員

追加〔令和4年2号〕

5 定年等条例第8条第1項に規定する管理監督職以外の職への降任等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

追加〔令和4年2号〕

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

追加〔令和4年2号〕

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第5項及び第6項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

追加〔令和4年2号〕

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第5項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

追加〔令和4年2号〕

9 附則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額を算定するための給料月額は、当該職員の給料月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額とする。

追加〔令和4年2号〕

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和4年2号〕

附 則（平成11年12月27日条例第22号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。
（切替期間における異動者の号給等）
- 2 切替日からこの条例の施行の日（附則第5項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、広域連合長の定めるところによる。

一部改正〔平成14年2号〕

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員等が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規程の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

- 5 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動については、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成13年3月29日条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年12月27日条例第2号）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 平成15年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表によるほか派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。
- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

最高号給を超える給料月額の切替表

8 級	
旧号給等	新号給等
21号給 円	21号給 円
469,600	459,900
473,400	463,600
477,200	467,300
481,000	471,000
484,000	474,700

附 則（平成15年11月27日条例第3号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第10号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年11月29日条例第12号）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。
- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、

その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成18年3月24日条例第2号）
（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3 切替日の前日においてつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（広域連合長の定める職員にあっては、広域連合長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高号給を超える給料月額の切替え）

4 切替日の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年条例第1号。）の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で、その職務の級及び号給がそれぞれ同表の職務の級欄及び号給欄に掲げる職員以外の職員にあっては、当該給料月額に1

00分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から当該差額の2分の1の額(その額が1万円を超える場合にあっては、1万円)を減じた額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

一部改正〔平成21年1号・22年7号・23年8号・27年6号〕

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料の額がつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年3月つがる西北五広域連合条例第1号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額に満たない場合には、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

追加〔平成27年6号〕

(規則への委任)

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成27年6号〕

(つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 12 つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例(平成11年つがる西北五広域連合条例第13号)の一部を次のように改正する。

第11条中「37円」を「20円」に改める。

別表中「5級」を「3級」に、「4級」を「2級」に、「1,900円」を「2,000円」に、

「備考 宿泊料の欄中甲地方とは県外の地域をいい、乙地方とは県内の地域をいう。」を

「備考

1 甲地方とは県外の地域をいい、乙地方とは県内の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。」

に改める。

一部改正〔平成27年6号〕

- 13 前項の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、な

お従前の例による。

一部改正〔平成27年6号〕

附 則（平成19年11月30日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 2 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、広域連合長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成21年11月24日条例第1号）

この条例は平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月25日条例第7号）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年11月29日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第14条第1項及び第2項、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第15条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この号及び次号において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して連合長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち連合長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、8（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他連合長が定める期間がある職員にあつては、8から当該期間を考慮して連合長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して連合長が定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成26年12月1日条例第4号）

この条例は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月27日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相

当する額を給料として支給する。

- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料の額がつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年つがる西北五広域連合条例第2号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額を超えない場合には、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

（規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年3月28日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第5条第1項及び別表第1の改正規定による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第5条第1項及び別表第1の改正規定による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年つがる西北五広域連合条例第2号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項まで又はつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成18年改正条例附則第7項から第9項まで又は平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年12月22日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。
（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成29年12月22日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。
（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成30年12月20日条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（平成30年4月1日前の異動者の号給の調整）

2 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（給与差額の支給日）

4 改正後の条例による給与と前項に規定する給与の内払額との給与差額の支給日は、平成31年1月28日とする。

(規則への委任)

- 5 第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和元年7月16日条例第1号)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第12条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成31年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(給与差額の支給日)

- 4 改正後の条例による給与と前項に規定する給与の内払との給与差額の支給日は、令和2年1月28日とする。

(規則への委任)

- 5 第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和4年12月2日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から適用する。

(改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例に関する経過措置)

- 3 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例(以下「旧定年等条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。)について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例(以下「新定年等条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、広域連合長の承認を得て、これらの期

限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係るつがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年（新定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年（旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新定年等条例定年が新定年等条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新定年等条例第4条第3項及び第4項並びに第11条の規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。

6 第2条の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第3項から第10項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

7 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職（新定年等条例第10条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第10条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年等条例第10条の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用

短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

8 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前につがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）のうち、次に掲げる者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

ロ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定による採用又は暫定再任用（この項、次項又は附則第13項若しくは第14項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）

9 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後につがる西北五広域連合職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年等条例第10条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）のうち、次に掲げる者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

ロ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがある者（イに掲げる者を除く。）

10 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又

はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

- 1 1 前項の規定による任期を更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。
- 1 2 任命権者は、附則第10項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 1 3 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第8項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第9項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達しているもの（新定年等条例第10条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 5 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第10項から第12項までの規定を準用する。
- 1 6 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 1 7 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- 1 8 改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 1 9 改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職

を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

20 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第8項から第15項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

21 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。

22 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第20項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。

23 附則第8項又は第9項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第4条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

24 育児短時間勤務をしている附則第8項又は第9項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該職員の勤務時間を常時勤務を要する職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

25 附則第13項又は第14項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第4条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を常時勤務を要する職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

26 附則第8項又は第9項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例に規定する住居手当、期末手当の基準を適用する。

27 新給与条例に規定する勤勉手当を支給する職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の職員の区分ごとの総額の算定は、定年前再任用短時間勤務職員の区分に暫定再任用職員を含むものとする。

28 つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例に規定する初任給、昇給の基準、扶養手当及び寒冷地手当は、暫定再任用職員には適用しない。

29 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例に規定する通勤手当、時間外勤務手当並びに1週間の勤務時間、週休日、勤務時間の

割振り及び年次休暇については、定年前再任用短時間勤務職員が適用される基準を適用する。

30 附則第8項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和4年12月21日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後のつがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年4月1日前の異動者の号給の調整）

3 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の同日おける号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（給与差額の支給日）

5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例による給与と前項に規定する給与の内払との給与差額の支給日は、令和5年1月27日とする。

（規則への委任）

6 第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和5年12月22日条例第5号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後のつがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（令和5年4月1日前の異動者の号給の調整）

3 令和5年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の同日おける号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(給与差額の支給日)

- 5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例による給与と前項に規定する給与の内払との給与差額の支給日は、令和6年1月29日とする。

(規則への委任)

- 6 第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和6年4月19日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	

27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900

61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		

94	295,900	343,600	382,500		
95	296,200	344,100	382,900		
96	296,600	344,500	383,300		
97	296,800	344,700	383,600		
98	297,100	345,100	384,100		
99	297,500	345,500	384,500		
100	297,900	345,800	384,900		
101	298,100	346,100	385,200		
102	298,400	346,500			
103	298,800	346,900			
104	299,100	347,300			
105	299,300	347,800			
106	299,600	348,200			
107	300,000	348,600			
108	300,300	349,000			
109	300,500	349,500			
110	300,900	349,900			
111	301,300	350,200			
112	301,600	350,500			
113	301,800	351,000			
114	302,000				
115	302,300				
116	302,700				
117	302,900				
118	303,100				
119	303,400				
120	303,700				
121	304,100				
122	304,300				
123	304,600				
124	304,900				
125	305,200				

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額						
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

全部改正〔令和4年5号〕一部改正〔令和4年2号・5年5号〕

別表第2（第4条関係）

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	主事の職務
2 級	主任の職務
3 級	1 係長の職務 2 主査の職務
4 級	主幹の職務
5 級	1 課長の職務 2 副参事の職務
6 級	参事の職務
7 級	1 事務局長の職務 2 理事の職務

一部改正〔平成28年4号・令和4年2号〕